住所　東京都新宿区北新宿４丁目21番４号
ダンテ・レバノ・キャン　昭和63年１月22日生
住所　東京都墨田区墨田１丁目13番８―503号
曹東春　昭和48年２月11日生
柳博偉　平成14年４月26日生
住所　東京都国立市富士見台２丁目37番地４
カリン・ロカ・テイト　昭和48年５月20日生
住所　東京都三鷹市上連雀６丁目27番16号
李書子　昭和23年２月２日生
住所　山口県下関市向洋町１丁目１番１号
文昌盛　昭和45年10月22日生

○外務省告示第百四十九号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表１に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第二十四条６の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条６の規定に従い、平成二十六年三月十六日に効力を生じた。

（平成二十六年三月二十一日付け世界貿易機関事務局長確認書）

平成二十六年四月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

附属書Ⅰの日本国の付表１の産品及びサービスの機関の表中、「特定個人情報保護委員会」及び「公正取引委員会」を加える。

○外務省告示第百五十号

平成二十六年四月十五日にハノイで、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定に関する次の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十六年四月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十五年十月二十四日にハノイで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）に言及するとともに、両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

協定第十一条４の規定に関し、株式会社日本政策金融公庫（以下「ＪＦＣ」という。）及び株式会社国際協力銀行（以下「ＪＢＩＣ」という。）は、協定第十一条４(b)(v)に規定する金融機関とされることが了解される。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成するとともに、その合意が貴官の返簡の日に効力を生じ、ＪＦＣについては二千八年十月一日から二千十二年三月三十一日までに、ＪＢＩＣについては二千十二年四月一日以後に、租税を課される額について適用されるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十四年四月十五日にハノイで

ベトナム社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使　深田博史

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、ベトナム社会主義共和国政府が前記の了解を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するとともに、その合意がこの返簡の日に効力を生じ、株式会社日本政策金融公庫については二千八年十月一日から二千十二年三月三十一日までに、株式会社国際協力銀行については二千十二年四月一日以後に、租税を課される額について適用されるものとすることを確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年四月十五日にハノイで

ベトナム社会主義共和国

外務副大臣　ホー・スアン・ソン

ベトナム社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使　深田博史閣下

○農林水産省告示第六百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町阿野字大地二六五の一、二六五の二、二七二、二七三、二七五、二七六の一、二七六の二、二七七、二七八の一、二七八の二、二七九、二八三、二八八から二九三まで、三〇七、三〇八、三〇八の二、三〇九、三一〇、三一三から三一五まで、三一七、三一七の二、三一八、三二〇から三二六まで、三四〇、三四一、三四一の二、三四六の一、三七〇の一、三七〇の二、三七一、四二八、四三一、四三五から四三八まで、四三九の一、四五一から四五四まで、四五七、四五九、四六〇、四六四、四六五、四六六の一、四七〇、五五一から五六七まで、五六九から五七四まで、五七五の一、五七五の二、五七六の一から五七六の三まで、五七八、五七九、五八〇の一、五八〇の二、五八一から五九一まで、五九六から五九九まで、六〇〇の一、六〇二から六〇四まで、六〇六、六〇八、六一〇から六二〇まで、六二一の一、六二一の二、六二二から六四〇まで、六四二から六五六まで、字本名一九六の一、二〇〇の一、字松尾四三〇、字長代一、一一、一四、一七から二一まで、二六の四、二七から二九まで、三〇の一、三〇の二、三一七、三一八、三二〇から三二六まで、三四〇、三四一の二、三四六の一、三七〇の一、三七〇の二、三七一、四二八、四三一、四三五から四三八まで、四三九の一、四五一から四五四まで、四五七、四五九、四六〇、四六四、四六五、四六六の一、四七〇、五五一から五六七まで、五六九から五七四まで、五七五の一、五七五の二、五七六の一から五七六の三まで、五七八、五七九、五八〇の一、五八〇の二、五八一から五九一まで、五九六から五九九まで、六〇〇の一、六〇二から六〇四まで、六〇六、六〇八、六一〇から六二〇まで、六二一の一、六二一の二、六二二から六四〇まで、六四二から六五六まで、字本名一九六の一・二〇〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字松尾四三〇、字長代一（次の図に示す部分に限る。）、一一、一四、一七から二一まで、二六の四、二七から二九まで、三〇の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大地二六五の一、二六五の二、二七二、二七三、二七五、二七六の一、二七六の二、二七七、二七八の一、二七八の二、二七九、二八三、二八八から二九三まで、三〇七、三〇八、三〇八の二、三〇九、三一〇、三一三から三一五まで、三一七、三一七の二、三一八、三二〇から三二六まで、三四〇、三四一の二、三四六の一、三七〇の一、三七〇の二、三七一、四二八、四三一、四三五から四三八まで、四三九の一、四五一から四五四まで、四五七、四五九、四六〇、四六四、四六五、四六六の一、四七〇、五五一から五六七まで、五六九から五七四まで、五七五の一、五七五の二、五七六の一から五七六の三まで、五七八、五七九、五八〇の一、五八〇の二、五八一から五九一まで、五九六から五九九まで、六〇〇の一、六〇二から六〇四まで、六〇六、六〇八、六一〇から六二〇まで、六二一の一、六二一の二、六二二から六四〇まで、六四二から六五六まで、字本名一九六の一・二〇〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字松尾四三〇、字長代一（次の図に示す部分に限る。）、一一、一四、一七から二一まで、二六の四、二七から二九まで、三〇の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町阿野字松尾一二、一四、三九、四〇、四二の三から四二の五まで、六九、七一、七二、四一九、四三二の二、字宇度木五六の一〇（次の図に示す部分に限る。）、五六の一一、五七・五八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五八の二、五九（次の図に示す部分に限る。）、六〇の一、字屋那瀬一四、一五〇の二、一五二の二、一五六、一六〇、一六一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備